

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十六号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第十号中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「若しくは同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同項第十一号中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。